

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 **熱海市** (都道府県: **静岡県**)
 本事業の担当部局名 **健康福祉部社会福祉課**

事業メニュー	結婚新生活支援事業							
区分	結婚新生活支援							
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)							
個別事業名	熱海市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続					
実施期間	令和6年4月1日	～	令和7年3月31日	事業開始年度	令和 3 年度			
対象経費支出予定額 ※(注)1	4,500,000				円			
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 本市の人口動向は、1995年から自然減・社会減で推移していましたが、2002年以降は、社会増の傾向が高くなり、自然減・社会増で推移しています。 しかし、社会増減は増加傾向に転じているものの、少子高齢化の進行により自然増減は減少傾向が続いており、今後も人口の減少が続いていくことが予想されます。 これから続いていく人口減少を和らげるため、結婚、妊娠、出産、子育ての希望をかなえ、生活面の充実を図ることがより一層求められている。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 第五次熱海市総合計画において、基本構想の基本目標の一つに「子どもの豊かな感性を育み、誰もが生きがいを持てるまち」を掲げ、「妊娠、出産、子育てまでの支援体制の確立や子どもが健やかに成長できる支援に取り組むなど、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進します。」としている。 また、第二期熱海市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、基本目標の一つに「若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる」を掲げ、少子化対策を実施。 <本個別事業の位置付け> 若い世代の結婚に係る経済的負担を軽減することにより、結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるための事業と位置付ける。</p>							
個別事業の内容	1. 概要							
	【補助対象要件】							
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	【補助上限額】							
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合				
【対象費目】								
	<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
【継続補助】								
継続補助規定の有無 有								
※(注)3 【その他独自要件】								
夫婦のいずれにも市税の滞納がないこと								

2. 申請見込

①新規世帯見込	9	世帯	②継続世帯見込	2	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	4	世帯		
	その他	5	世帯		

【世帯数積算根拠】

申請見込については、令和5年度の申請見込世帯数と同程度になると想定。

(参考)

【令和5年度申請状況】

申請世帯数見込	9	世帯
～12月(実績)	1	世帯
1月～3月(見込)	8	世帯

【金額積算根拠】

<上限額>

(29歳以下)	4	世帯	×	600,000	円	=	2,400,000	円
(その他)	5	世帯	×	300,000	円	=	1,500,000	円
				(継続補助)			600,000	円
				合計			4,500,000	円

<積算>

左記上限額のとおり

3. 広報の実施予定

市HPへの掲載、戸籍担当窓口で婚姻届提出時及び子育て支援担当窓口にてチラシを配布、不動産業者・引越業者へチラシ配架を合計300枚程度実施する。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
		合計特殊出生率(目標値:R7年度、現状値:(H25～H29)厚生労働省:R2公表値)			1.35
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.22 (H25～H29厚生労働省:R2公表値)	
	婚姻件数		件	86 (R3静岡県人口動態統計:R5公表値)	
婚姻率			2.6% (R3静岡県人口動態統計:R5公表値)		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	80	43 (令和4年度)
	(アウトカム)				
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	80	50 (令和4年度)	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	80	50 (令和4年度)	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	静岡県の関係機関でのチラシ配架を行うとともに、県HPにおいても広報を行う。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	不動産業者、引越業者に対し、チラシ配架等について協力いただくことで、幅広く対象世帯に情報を提供する。				

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
 - ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
 - ②当年度の少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け
 - ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
 - ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 - ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 - ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 - ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。